

議 事 日 程

開議日時 令和6年11月6日(水)午後1時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(総務消防委員会)
- 第3 議第92号、議第94号及び議第103号ないし議第105号 京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について ほか4件(環境福祉委員長報告)
- 第4 議第93号、議第95号、議第100号ないし議第102号、議第106号ないし議第126号及び議第129号 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について ほか26件(文教はぐくみ委員長報告)
- 第5 議第96号ないし議第99号、議第127号及び議第128号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ほか5件(まちづくり委員長報告)
- 第6 報第2号ないし報第17号、議第130号及び議第131号 令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算 ほか17件(決算特別委員長報告)
- 第7 市会議第15号 京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定について

~~~~~  
〔午後1時開議〕

**議長(西村義直)** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。平山たかお議員とかわしま優子議員とにお願いいたします。

~~~~~  
議長(西村義直) この場合、議長から御報告申し上げます。

請願第353号は、お手元に配付してあります文書のとおり、請願者から訂正届が提出されましたので、これを認めることといたします。

次に、市長から、市会説明員の異動通知並びに損害賠償の額の決定及び訴えの提起についての専決処分
の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和6年7月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に
保管してありますから、随時御覧願います。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~  
**議長(西村義直)** 日程に入ります。

日程第1、請願の付託及び陳情の回付を行います。

今回受理いたしました請願1件及び陳情27件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任  
委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~  
議長(西村義直) 日程第2、請願審査結果についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、総務消防委員会の報告書のとおり1件を不採択とすることに賛成の方
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(西村義直) 多数であります。よって本件は、総務消防委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~  
**議長(西村義直)** 日程第3、議第92号、議第94号及び議第103号ないし議第105号京都市地球温暖化対策条  
例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件、以上5件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、玉本なるみ議員。

〔玉本環境福祉委員長登壇(拍手)〕

**環境福祉委員長(玉本なるみ)** 本委員会に付託されました議第92号京都市地球温暖化対策条例の一部を改  
正する条例の制定について、ほか4件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結

果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、10月2日の本会議において付託を受け、17日に、議第92号については環境政策局に対し、議第94号及び103号から105号の4件については保健福祉局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第92号地球温暖化対策条例の一部改正については、理事者から、都市緑地法の一部改正等に伴い規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、法改正の概要及び法改正に伴う条例への具体的な影響について質疑がありました。

次に、議第94号国民健康保険条例の一部改正については、理事者から、国民健康保険法の一部改正に伴い被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する規定の削除とともに、退職者医療制度の廃止に係る経過措置の廃止に伴う規定の整備を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、マイナ保険証の取得率が低い状況で現行の保険証の廃止を強行すべきではないとの指摘、被保険者全員に資格確認書を発行する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第103号から105号指定管理者の指定、以上3件については、理事者から、東高瀬川老人デイサービスセンターほか6施設について、指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、特別養護老人ホームへの転換に伴い、短期入所施設を必要とされる方への影響を把握する必要性について御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団及び無所属3名の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第94号については反対し、そのほかの議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第94号については多数をもって、残余の議案4件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第94号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案4件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第4、議第93号、議第95号、議第100号ないし議第102号、議第106号ないし議第126号及び議第129号京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について、ほか26件、以上27件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、井上よしひろ議員。

〔井上文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

文教はぐくみ委員長（井上よしひろ） 本委員会に付託されました議第93号京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について、ほか26件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、10月2日の本会議において付託を受け、17日に、議第93号、101号、102号及び129号の4件については文化市民局に対し、議第95号及び106号から126号の22件については子ども若者はぐくみ局に対し、議第100号については教育委員会に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第93号宝が池公園運動施設条例の一部改正については、理事者から、宝が池公園運動施設に新たにアーバンスポーツパークを設置するとともに、利用料金の上限額等を定めるほか、球技場の供用時間を延長するとともに、球技場と併用せずに球技場会議室を単独で利用することができるよう利用料金の上限額等

を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、アーバンスポーツパークの利用料金の設定についての考え方、利用料金の無料対象を大学生まで拡大する考え及び無料の火打形公園との間で格差が生じることに対する認識、スケートボードのエリアに隣接するエリアからボールが入らないようフェンスの高さを考慮するなど安全対策を徹底する必要性、利用者マナーの徹底とアーバンスポーツの振興を図っていくための施設の運営や活用に対する考え方などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第95号児童館及び学童保育所条例の一部改正については、理事者から、柏野小学校内に設置している柏野学童保育所について、令和7年4月1日に同小学校が翔鷹小学校に統合されることに伴い、現在の指定管理期間の終了である令和8年3月31日をもって廃止し、翔鷹学童保育所に統合しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、柏野学童保育所の職員体制や委託料の状況及び運営が継続する令和7年度は利用先を選択することができることの確認、校区内に地域学童クラブしかない衣笠小学校区からの柏野学童保育所の利用者に係る閉所後の負担軽減等を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第100号市立小学校条例の一部改正については、理事者から、児童数が減少している鞍馬小学校の教育環境の改善を図るため、地元からの要望を受け、同小学校を同じ中学校区で隣接する市原野小学校に統合し、校名を市原野小学校にしようとするものであるとの説明がありました。これに対し、一人一人の子供を徹底的に大切にする本市の教育理念を踏まえ少人数教育を重視すべきとの指摘、統合により必要となる鞍馬小学校の児童の通学費を全額公費負担とする考え、通学路の安全対策など統合後の課題には地域住民の声を十分に聴いて対応する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第101号及び102号上京区総合庁舎整備等事業実施契約の変更、ほか1件、以上2件については、理事者から、物価変動率の上昇に伴い、令和6年度以降の維持管理費の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第106号から126号指定管理者の指定、以上21件については、理事者から、上賀茂児童館ほか20施設について指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第129号公立大学法人京都市立芸術大学定款の変更については、理事者から、地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人における年度計画を策定する義務が廃止されたことに伴い、同大学の定款に定める理事会の議決事項及び経営審議会等の審議事項を変更しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、今回の定款変更により理事会や審議会において報告や議論がなされなくなることへの危惧などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第95号、100号、102号及び129号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第95号、100号、102号及び129号については多数をもって、残余の議案23件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより表決を採ります。まず、議第95号、議第100号、議第102号及び議第129号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案23件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第5、議第96号ないし議第99号、議第127号及び議第128号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ほか5件、以上6件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、兵藤しんいち議員。

〔兵藤まちづくり委員長登壇（拍手）〕

**まちづくり委員長（兵藤しんいち）** 本委員会に付託されました議第96号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ほか5件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、10月2日の本会議において付託を受け、17日に、議第96号から99号の4件については都市計画局に対し、議第127号及び128号の2件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第96号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、理事者から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、京都市駐車場条例ほか8条例について規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、民間開放による担い手不足が懸念される本市の建築主事の育成方法の検討状況、災害時に円滑に事務が進められるよう実践の中で本市の技術者を育成する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第97号南岩本公園条例の制定については、理事者から、P a r k—P F Iを導入して令和6年度に再整備を行い、令和7年度に開園予定の南岩本公園について、事業者による施設等の管理運営に加え地域をはじめとした様々な団体が活用できるよう公園の維持管理等を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するため条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、整備予定の施設の概要及び開園に向けたスケジュール、P a r k—P F Iの導入に至った経緯、P a r k—P F Iの導入を見直し本市が直接管理運営を行うべきとの指摘、子育て世帯の流入を考え木陰など憩いの場の機能を併せ持つ公園として整備する必要性、事業者や地域と連携し京都駅東南部地域のにぎわい創出につなげる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第98号執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正については、理事者から、桃陵市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について審議するため、市長の附属機関として京都市桃陵市営住宅団地再生事業検討委員会を新たに設置するものであるとの説明がありました。これに対し、団地再生事業を実施している市営住宅の中で桃陵市営住宅にのみ検討委員会を設置する理由、検討委員会で審議する内容、検討委員会において市営住宅の管理住戸数の現状維持だけでなく拡充についても審議する必要性、入居者の安心・安全を最優先に考え老朽化した市営住宅の再整備にスピード感を持って取り組む必要性、子育て世代も含めて多様な方に移り住んでもらえるような市営住宅となるよう団地再生に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第99号市営住宅条例の一部改正については、理事者から、老朽化により除却した木津市営住宅を廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、跡地を新たな市営住宅や子育て支援施設として活用する考え、当該地の立地や住環境のよさをいかし子育て世代が居住できるように跡地の活用方法を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第127号市道路線の認定及び議第128号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、都市計画法による開発行為に伴い建設された合計5路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ、隣接土地所有者から廃止の申請があった1路線を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第96号から議第99号については反対し、その他の議案についてはいずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第96号から議第99号については多数をもって、残余の議案2件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直）これより表決を採ります。まず、議第96号ないし議第99号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案2件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第6、報第2号ないし報第17号、議第130号及び議第131号令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算、ほか17件、以上18件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、田中たかのり議員。

〔田中決算特別委員長登壇（拍手）〕

決算特別委員長（田中たかのり）本委員会に付託されました報第2号令和5年度京都市一般会計歳入歳出決算、ほか17件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、10月2日の本会議で付託を受け、7日に書類調査、8日から各分科会において各局ごとに質疑を続け、28日に各分科会の報告を受けた後、30日及び31日には、市長、副市長に対する総括質疑を行った次第であります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、本市の決算全般及び本市の財政運営について申し上げます。本件については、委員から、令和5年度の決算は、今までで最も大きな88億円の黒字ということだが、このまま何もしなければ財政が破綻するということが報道された数年後に過去最大の黒字額だということで、一体、本市の財政はどうなっているんだというのが市民の実感だと思う。市長は、今回決算を市民にどのように伝えるのか、本市の財政をどのように分かりやすく伝えるお考えか。今回は、行財政改革計画の集中改革期間の総決算となる最終年度の決算であるが、前市長は、コロナ禍で市民の暮らし、事業者のなりわいが本当に厳しかったときに財政危機をけん伝された。これは改革の名に値しないものだと思われ、厳しく見ている。市長は、これを未来に責任を持つ改革と高く評価しているが、市民負担を増やしたことが妥当だという判断は再考されるべきだと思う。単純に時計の針を戻すことは考えていないと言われるのであれば、見直す、改良するというスタンスを市長はお持ちなのか。本市は、改悪してきた市民サービスを復元していく、率先して暮らしを応援するということをすべきではないかと思うがいかがかとの質疑や御意見がありました。

これらに対し、理事者から、令和5年度の決算は、特別の財源措置を講じないで黒字を達成できたという点が大きく、行財政改革計画の集中改革期間中における徹底した削減の取組の一つの成果だと思う。今、経済のフェーズが、デフレ経済からインフレ経済に変わっているもの本市の黒字はそこまで大きな金額ではない。これからの財政需要を考えると、社会保障の負担や高齢化などが非常に厳しい状況であることを踏まえたうえで、今回の黒字の意味をしっかりと伝えていかなければいけない。私は、市民の皆さんに市政を身近に感じてもらうための工夫の余地はまだあるのではないかと考えており、黒字を過信せずに、非常に厳しい状況にあるということを知りやすく伝えて、どのように当事者意識を持っていただくのかということが極めて大切だと思っている。門川市政における行財政改革は、将来の社会保障負担の増、あるいは税収の状況、過去負債などが膨大にある状況の中で、私は苦渋の決断だったのではないかと考えており、一番しんどい時期を耐え抜かれたことに対して敬意を払うべきだと今でも思っている。他方で、単純に黒字になったからといって集中改革期間前の状態に戻すわけにはいかないが、バランスの取れた不断の見直し、改革も必要であると考えているとの答弁がありました。

そのほかに委員から、元々厳しい財政状況の下、子育て環境の充実などこれから一定投資をしていこうとする中で、北陸新幹線京都延伸計画で本市が財政負担をすることになれば、まとまった規模感での市民サービスを打つことができず、他都市との差を広げてしまうリスクが含まれていると考える。また、財政負担を受け入れられるかどうかの判断についても、他都市との住民サービスの格差により、自治体としての競争力の低下を招かないかなど本市の今後の財政にとってもリスクを伴うものであるため、特段の考慮が必要であ

るとの御意見がありました。

このほか、本市の財政運営等に関しては、収支均衡予算の継続に向けた取組の方向性、過去負債の返済と市民サービスの充実のバランスを踏まえた決算黒字の今後の活用方針、本市経済の好転を契機とした今後のインフラ整備に係る展開、市政の点検結果を踏まえた投資的経費の上限設定に係る今後の取扱い、新しい公共の考え方を踏まえた組織の在り方について行財政局が存在感を示し検討する必要性などについても質疑や御意見がございました。

次に、主要施策分野ごとに申し上げます。

まず、地球環境保全対策、ごみ減量、リサイクルの推進については、脱炭素先行地域創出事業の趣旨を踏まえ関係者や民間事業者と連携して効果的な事業としていくに当たっての決意、公共施設及び市営住宅の建設に当たってR E 100の数値目標を設定するなど率先した取組を検討する考え、現在実施しているF C Vの体験乗車以外に他の普及活動の方法があるのではないかと指摘、プラスチック類の分別回収について市民の行動変容につながるよう周知啓発を行う必要性、ごみ収集について災害時の対応や技術の承継の観点から民間委託化の推進ではなく直営職員の割合を拡大する必要性、本市におけるごみの戸別収集の課題を整理し市民に丁寧に説明する必要性、耐用年限が近い東北部クリーンセンターの今後の整備方針などについて質疑や御意見がありました。

次に、市政の総合的な推進については、これまでの人口減少対策の取組による人口流出の改善状況、長期的な視点での取組が求められる人口減少対策の今後の方針、東部クリーンセンター跡地活用やm e e t u s 山科-醍醐の取組を中心に総合企画局の総力を結集し山科・醍醐地域のまちづくりを進める考え、石田小学校敷地の売却を前提としたサウンディング調査はこれまでの学校跡地の活用方針に反するとの指摘、北陸新幹線京都延伸計画は今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことから期限を切って確実性のある総事業費を示すよう国に求める必要性、延伸計画における費用対効果の算出方法の変更や費用が効果を上回っても着工しようとする国の動向に対する本市の認識及び市長が一刻も早く中止を求めるスタンスに立つ必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、防災危機管理については、避難所の収容人数の算定に当たっては通路や支援物資の保管スペースを含めるべきではないとの指摘、職員数の削減により大規模災害発生時に避難所運営支援などの役割を区役所・支所が果たせなくなることへの懸念、災害関連死のリスクが高い要配慮者を把握する方法と対策及び福祉避難所における被災状況の把握方法、要配慮者に係る個別避難計画とマイ・タイムラインを併せて周知啓発する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民生活の向上、文化・スポーツ振興については、文化庁移転の成果が市民に伝わるよう国や府と連携して踏み込んだ施策を研究する必要性、北部山間地域における移住促進及び関係人口創出の取組状況、高齢者や障害者などマイナンバーカードの取得が困難な方への対応状況、存続を前提に機能充実と体制強化の方向でウィングス京都の在り方を検討すべきとの考え、スポーツ施設のネーミングライツに係るこれまでの取組状況及び令和5年度決算における収入額などについて質疑や御意見がありました。

次に、消防・救急については、消防団員の負担軽減に向けて今後の活動内容や行事の在り方を検討するに当たり現場の声を聴く必要性、自主防災会向けの訓練メニューのパッケージ化により地域における防災訓練を充実させる考え、2交替制への移行に伴う職員の労働環境への影響、今後予測される救急需要の増加や市民の安心・安全の確保に向けて職員体制を強化する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、福祉・保健医療の取組については、障害者手帳アプリミライロ I Dの提示により福祉乗車証と同じサービスを楽しむようにする必要性、民泊条例で定める見直し規定を踏まえ条例の施行状況の検討を早急に行うべきとの指摘、民生児童委員の定年延長の検討を含めた次期の一斉改選に向けた取組、避難所における感染症患者への対応の枠組みを明確化する必要性、現行の健康保険証の存続を国に求めるとともに資格確認書を被保険者の全世帯に発行する必要性、国民健康保険の保険料率を据え置き続けたこれまでの努力をしっかりと周知する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、子ども若者育成支援の取組については、民間保育所等での処遇改善を困難にしている補助上限の課題を分析し制度改正を行う必要性、市民が異変に気付いた際にちゅうちょなく通報をすることができるような仕組みづくり及び更なる児童虐待対策の周知啓発に取り組む必要性、子育て世帯や若者が高額な教育費や物価高騰に苦しむ今こそ子ども医療費の助成対象を18歳まで拡充し実質無償化にすべきとの考え、次期はぐ

くみプラン策定に当たり実施した市民ニーズ調査の結果に対する受止め及び今後の活用方針、令和5年度決算の不用額に対する受止め及び不用率の高い事業の主な不用理由などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市計画の取組については、洛西“SAIKO”プロジェクトの取組を手本としてmeetus山科-醍醐プロジェクトに取り組む考え、オフィスの過剰供給や地域の負担増につながる京都駅南部の規制緩和は見直すべきとの指摘、京都駅八条口の混雑解消に向けて建設局やタクシー事業者とも協力し取り組む必要性、分譲マンションの良質なストックとしての管理支援に向けた今後の取組方針、団地再生事業未着手の団地における事業実施時期の見通し及び早期に計画を進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市建設の取組については、無電柱化事業をはじめとした防災・減災の取組に対する決意、Park-U P事業の目的が民間企業のための公園活用であるとの指摘、近隣住民への配慮と公園利用者の自由な活動のバランスを考慮したルールづくりの必要性、中規模公園が多い洛西地域の特色を踏まえた遊具更新の考え方、伏見西部の土地区画整理事業に当たっては必要な予算を確保し選択と集中によって事業を着実に進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、教育の取組については、多額の人件費予算を確保していたにもかかわらず教員不足が解消されないことに対する責任の所在への認識、外国籍の保護者とのコミュニケーションにおける多言語連絡ツールの導入状況、医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師体制の強化状況、地域産業の振興を意識した献立内容や食材調達の有在方検討など京都らしい全員制中学校給食となるよう学校現場と連携して取り組む必要性、部活動ガイドラインが遵守されるよう実態調査や見直しを行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、商工振興、観光振興、農林振興については、経済団体や企業との連携を進め経済と社会に活力を生むスタートアップ支援や本市全体の活力向上につなげる必要性、生産性向上のための環境整備を行う前に中小・小規模事業者が賃上げできる環境づくりを支援する必要性、観光の決算総額に対する国際文化観光都市としての評価、市民の利便性が向上することをも踏まえ本市全体の混雑状況が分かる観光快適度マップの作成を検討する必要性、森林経営管理制度については森林環境税を財源とする重要な取組であることを踏まえ多額の不用が生じた原因を分析し組織体制等を見直す必要性、SDGsの更なる推進に向け企業等の取組を支援する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、交通事業については、担い手不足の課題解決に向け全庁で連携して取り組む必要性、収入増に係るあらゆる取組に挑戦しバス・バス乗継無料化の実現など市民生活に還元する決意、バス運賃値上げ回避に向けての繰入れ増等の努力の必要性、市民の足を守るために様々な課題を乗り越えバス路線の維持に向けた検討を進める必要性、混雑している系統や観光シーズンにおいて通学途中の小中学生や子連れ世帯及び高齢者に対して市民優先乗車を試験的に実施する考え、あらゆる空きスペースを駅ナカビジネスで有効活用する気持ちを持ってなりふり構わない経営改善に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、上下水道事業については、厳しい経営状況や中長期的な展望を市民に説明し世代間負担の公平性や水道料金の在り方等の議論を進める必要性、厳しい経営環境や担い手不足の中でDX等の新たな技術の積極的な導入に加え職員の技術力向上や技術継承に取り組む必要性、水需要の喚起に当たっては上下水道局が主体となった全庁的な取組だけでなく他都市とも連携する必要性、産業観光局の海外情報発信拠点等を活用し本市の水道水が安心・安全でおいしいことを宣伝する必要性、令和8年度以降の下水道事業に係る一般会計からの出資金の再開を本市に求める考えなどについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の片桐委員、小島委員、繁委員、平田委員は、決算16件をいずれも認定するとともに、議第130号及び131号はいずれも原案に賛成する。共産党議員団は、報第2号、4号から7号及び14号から16号は認定しない。そのほかの決算は認定するとともに、議第130号及び131号はいずれも原案に賛成する。無所属の井崎委員は報第2号及び12号は認定しない。そのほかの決算は認定するとともに、議第130号及び131号はいずれも原案に賛成することでありました。

そこで直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、報第2号、4号から7号、12号及び14号から16号は多数をもって、残余の決算7件は全会一致をもって認定すべきものと決定し、議第130号及び131号は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次



第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより討論を行います。発言の通告がありますので、これを許します。北山ただお議員。

〔北山ただお議員登壇（拍手）〕

**北山ただお議員** 日本共産党市会議員団は、報第2号2023年度一般会計決算、報第4号、報第5号、報第6号、報第7号、報第14号、報第15号、報第16号の8件については認定をせず、報第17号地下鉄事業については認定するとの態度を表明していますので、私は議員団を代表して理由を申し述べるものであります。

今決算年度は、前市長の下で作成された門川行革集中改革期間最終年度の決算であります。決算をどう評価するののかという点で松井市長の政治姿勢が問われました。

反対する第1の理由は、連続する物価高騰で疲弊する市民生活や市内中小企業への応援施策が乏しく、敬老乗車証の本人負担3倍化や保育園補助金削減など市民生活に多大な負担を押し付ける路線を進め、疲弊する京都経済を更に困難にした決算だからであります。京都市内の総生産6兆円のうち家計消費が3兆6,000億円で6割が家計消費であります。家計消費を温めることなしに京都経済はよくなりません。当年度88億円、その前は77億円の黒字ですから、前市長の行財政改革計画を見直し、財政負担を口実にした市民負担押し付け撤回こそ今求められております。

とりわけ子育て支援の遅れや若者流出対策に特徴が出ております。子供の医療費無料化は小学校卒業までに拡大されましたが、18歳まで無料化が全国の流れであり早急な実施が求められます。全員制の中学校給食について、早期実施を求める運動が大きく広がる中で実施を決断されましたが、巨大給食工場のセンター方式に固執し、子供と保護者の期待に反しております。また、給食費無償化が全国の自治体の4割までに広がる中、京都市は実施しようとしておりません。若者の流出が大問題となっている問題でも、住民の声を聴くことなく建物の高さ規制緩和等の開発頼みで解消しようとしています。それで若い世代の人口流出が止まるとは考えられません。子供の医療費・学校給食費の二つの無償化と早急な保育料の軽減こそが必要です。ところが、市長総括質疑で市長は、門川行革は苦渋の決断、敬意を払うべき、元に戻す立場にないと述べられ、これは市民の暮らしの実態や中小企業の窮状に寄り添わないものと言わざるを得ません。年金も上がらず、失われた30年に示された賃金の上昇しない社会、国保料や介護保険料の増大など社会保障の後退している事態に対して、景気は緩やかに回復しているとの認識で家計を温める施策を打つこともない姿も重大であることを指摘しておきます。

第2の理由は、社会保障の充実に背を向けていることでもあります。国民健康保険料は高すぎます。2023年度、2024年度の保険料率は据え置かれましたが、次年度、来年度は引上げを公言されていることは大問題であります。既に国民健康保険料の負担は限界に来ていることを認識すべきであります。高すぎる国保料の引下げが求められます。

マイナ保険証への誘導は市民を不安にさせております。現行の保険証の廃止はやめるべきであります。また、資格確認書は被保険者全員に発行し、国民皆保険制度を守るべきです。介護保険料についても値上げがされ、訪問介護の介護報酬が引き下げられ、事業所廃止が大問題になっていますが、理事者は全国一律の制度で持続的運営のために仕方ない、京都市に影響が出ていないとの危機感のない姿勢は改めるべきであります。年金制度についても、現在の支給水準では物価高騰にも追いつかず、高齢者の暮らしを支えるものとなっております。国に対して市民の声をしっかりと届けることを求めておきます。

敬老乗車証制度についても、2023年10月から本人負担の3倍化や段階的に75歳交付にする、総所得700万円以上の方には交付しないという制度に改悪して制度を根本から壊すことになってしまいました。市長は、敬老乗車証を学生通学定期と比べて高齢者を厚遇していると述べられましたが、とんでもありません。通勤や通学定期と福祉の制度と混同すべきではありません。敬老乗車証は健康効果、環境効果、経済効果に加えて公共交通の経営安定にも役立っております。お医者さんに行ったり、お買い物に行くこと、社会参加など移動することを保障するのが国や自治体の責任であります。全ての世代の社会保障を充実することこそ行政の仕事ではありませんか。敬老乗車証を創設時の生きがい対策としての制度に、当面2021年度基準に戻すことを強く求めるものであります。

第3の理由は、国と一体で大型開発行政を推進していることでもあります。市長は、市政点検結果の反省す



べき点として過小な投資を挙げ、170億円の投資的経費の上限を見直して、京都駅新橋上駅舎・自由通路、鴨川東岸線第3工区など大型公共事業を推進することを述べております。総額5兆3,000億円ともいわれる北陸新幹線京都延伸計画や国道1号・9号バイパスなど無駄と環境破壊の大型開発を推進されようとしております。財政面でもこれこそ将来世代に負担を先送りするものであります。今なすべきことは、このような大型事業ではなく、市営住宅の支援や京都経済の支援、能登半島地震支援ではないですか。西京区の洛西“SAIKO”プロジェクトやmeetus山科-醍醐の計画が発表されておりますが、規制緩和や大型開発に頼るのではなく、住民との合意を大切にしまちづくりこそ求められるわけでありまして。2023年4月、11月に行われた規制緩和は、開発資本の利益を増やすだけであり、地価上昇による開発圧力で住民が住みにくくなります。過剰な規制緩和や税財政優遇に頼った首都圏企業や海外企業誘致よりも、既存の中小業者の手当てこそ必要であります。

次に、公営企業決算について述べます。市バスはコロナ5類移行以来乗客の増加が進んでおりますが、運転手不足や諸経費の増加などの課題があります。バス運転手は運転業務の厳しさや労働時間が全産業よりも年間200時間も多く、賃金は50万円も下回っております。給与表の5表を元の1表に戻すことや独立採算制を変えるよう国に求め、任意の繰入れを確保するよう強く求めるものであります。水道・下水道も水需要の減少という厳しい環境にあります。根幹業務は守ると言いながら民間委託をどんどん進め、民間に道を開く広域化を進める態度は自治体水道事業と相入れない方向であります。厳しい市民生活や京都経済を支えるための福祉減免制度を一貫して拒否する態度は転換することが必要であります。地下鉄事業は運賃値上げ回避を示し、女子トイレへの生理用品整備推進し、転落防止柵の全駅設置に前向きに努力することを示しており認定をするものであります。

以上をもって討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** 次に、みちはた弘之議員に発言を許します。みちはた議員。

〔みちはた弘之議員登壇（拍手）〕

**みちはた弘之議員** 自由民主党京都市会議員団は、報第2号から報第17号並びに議第130号、131号について、認定及び賛成するとの態度を表明しております。私は、議員団を代表し、その理由を述べ討論を行います。

令和5年度は行財政改革計画集中改革期間の最終年度であり、更には、令和6年2月に松井新市長が誕生された、正に京都市が新たなステージに向かう非常に大きな節目となる年でありました。こうした中、都市の成長戦略の推進による歳入の増加や持続可能な制度への再構築などによる歳入の見直しにより、令和5年度一般会計決算は、令和4年度に引き続き特別の財源対策に依存しない実質的な黒字を達成するとともに、これまで長らく続いていた収支不足を補填するための公債償還基金の計画外の取崩し、いわゆる過去負債について、その返済計画を明確に示したうえで着実に実行されております。財政状況は着実に改善しており、大いに評価するものであります。

一方で、これは以前から申し上げていることですが、市民の中には、財政が破綻すると言いながら、数年後には大幅な黒字を計上し、財政状況は改善したという説明に戸惑っている方もおられます。京都市の主権者たる市民が、市政の基盤である財政状況を理解することは重要であり、しっかり伝えるよう求めておきます。

次に、公営企業につきましては、水道事業は9年連続、下水道事業は14年連続で黒字。市バス・地下鉄事業では、なりふり構わない経営改善に取り組み、運賃値上げを回避したうえで両事業とも4年ぶりとなる黒字を計上されました。しかし、物価・金利の上昇、施設の老朽化に加え、水需要の減少や市バス運転士の担い手不足など、依然経営環境は厳しい状況であります。これまでの経営努力を評価しますとともに、引き続き安定したサービスを提供できるよう更なる経営改善に努められることを求めます。

さて、大切なのは、令和5年度決算を踏まえた今後の市政運営であります。市長は、財政状況は大きく改善したものの、現下の社会経済情勢、そして今後を見据えると、高齢化社会の更なる進展や人口減少、物価・金利の上昇リスクに加え、老朽化の進む施設への対応など決して楽観視できる状況ではなく、今後も引き続き緊張感を持った財政運営が必要であると答弁されています。私も全くそのとおりであります。引き続き、持続可能な財政運営にしっかりと軸を置きつつも、人口減少、公共交通などの課題解決に向け、限られた財源をより効果の高い施策・事業に重点的に配分し、攻めの都市経営を行っていくことが重要な

ってきます。

また、現在検討されている令和9年度までの政策・施策の方向性と、それを支える財政、組織・人事などの在り方を示す新京都戦略においては、松井市長の思い描かれる新しい公共、突き抜ける世界都市京都の具現化に向けた様々な政策・施策の方向性が示されるものと期待をしております。新京都戦略とこれに基づく令和7年度予算、更にはこれらを推進する新たな組織体制についても、しっかりと検討をしていただくよう求めますとともに、我々自由民主党京都市議員団といたしましても、二元代表制の下、市長共々京都市の更なる発展、そして市民福祉の向上に向け尽力することをお誓い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、井崎敦子議員に発言を許します。井崎議員。

〔井崎敦子議員登壇〕

**井崎敦子議員** 私は、報第2号の一般会計歳入歳出決算と報第12号の市公債特別会計歳入歳出決算について認定しないという立場で討論いたします。

いずれも門川市長の下での行財政改革決算ですが、報第2号においては、保育助成金削減や敬老乗車証の値上げなど多くの市民から現在も見直しの要望が出ており容認しかねます。日々、働きながら子育てや家族の介護をしながらこの町で暮らしている市民の皆さんは、今、暮らしがよくなったと感じていらっしゃるでしょうか。税金を納めているにもかかわらず、その使い道について市民が対話したり意見をすることは今、十分ではありません。しっかりと上がってきている声はもちろんですが、自分の声など聴いてもらえないと思っ

ていらっしゃる、もっと言えば、自分に意見を言う権利があると思っ

てもいない多くの市民の暮らしに寄り添い、本当に必要な支援を届ける市政運営をお願いいたします。

報第12号の市公債特別会計については、令和5年度は全体で40億円の不用額が出ています。そのうち8億円については土地取得特別会計の不用額となっています。これは、建設局で都市計画道路整備のために土地取得を計画されていたものが国庫補助金が下りなかったため不用になったということで、この計画がそもそも市民生活に必要な事業であったかどうかの検証も必要ですが、それとは別に自治体で計画したものが国庫補助金に左右され、計画どおり進められないというのは市政運営において大きな不安材料です。また、不用額の13億円については、今回は金利が抑えられたので不用になったということですが、今後は金利の上昇が見込まれます。公債特別会計について、これは言葉を換えれば公共事業のための借金になるのかと思います。市民に分かりやすく示し、結果、それが市民生活に還元されているかどうか、市民参加での検証が必要ではないでしょうか。市長は、先の総括質疑の中で、公共空間というのは中央の官僚だけが考えるものではない。地域の人たちが対話を重ねる中で公共の空間をいかに創造していくかである、新しい公共は一部の人たちだけが担うのではない、より幅広い多くの人たちが関われる全ての人に出番のある社会を目指すと言われました。全ての人に出番のある社会を作っていくということは、行政の役割について市民参加での議論が必須になると思います。財政についても、公債特別会計も含めて市民に分かりやすく周知をし、暮らしと政治を結び付け、現在の制度や仕組みについて検証をすべきと考えます。来年度の予算編成に当たっては、なるべく多くの市民と具体的な意見交換の場を持ち、市民参加型の予算編成をお願いして私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

**議長（西村義直）**次に、菅谷浩平議員に発言を許します。菅谷議員。

〔菅谷浩平議員登壇（拍手）〕

**菅谷浩平議員** 維新・京都・国民市議員団は、報第2号令和5年度一般会計歳入歳出決算ほか、11件の決算議案について認定するとの態度を表明しておりますので、会派を代表して討論を行います。

令和5年度の一般会計決算については、歳入が約9,657億円、歳出が約9,548億円で、令和6年度への繰越金を差し引いた実質収支が過去最高の約88億円となりました。初めに、総額約9,657億円の歳入についてですが、一般財源収入のうち、市税収入が過去最高の約3,201億円まで増加させることができました。また、特定財源であるふるさと納税についても、受入額が初めて100億円を超えるなど過去最高の寄付額を更新しました。このように、本市における市税収入やふるさと納税が過去最高額を記録したことは、本市の取組が方向性として大きく間違っていないことが言えるのではないかと思います。引き続き、本市の歳入増に資する取組をお願いしたいと思います。

一方で、市税収入が過去最高を記録した背景として、個人市民税のほか固定資産税が堅調に推移したことなどが影響をしており、本市の課題の一つである若年層が住まいを確保できないことによる人口流出への対策が更に必要かと思えます。市長総括質疑においても、松井市長は、若年層を念頭に低廉な住宅を供給していきたいであったり、宅地開発、住宅開発に力を入れていきたいなどと御答弁をされていました。既に都市計画の見直しに加え、松井市政においても第二次編成予算の目玉施策の一つとして中古住宅へのリフォーム費の助成に最大で200万円を支給するなどの取組をしているところではありますが、若年層への住宅供給の確保を実現させる道筋は、松井市長の答弁などを聞いていても具体的にはまだまだ見えてこないのが現状であります。

来年度の予算案には、更なる新規施策や充実予算が効果的に計上されることを期待いたします。また、ふるさと納税については、決算特別委員会の局別質疑でも複数の委員から質疑がありましたが、国によるポイント還元禁止措置が、本市へのふるさと納税に御寄付くださる方々の動向に影響せぬよう改めて取組を進めていただくよう要望します。

次に、総額約9,548億円の歳出についてですが、国による住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯への給付金の支給や食材費の高騰の抑制策などの物価高騰対策が臨時的にはあったものの、それらを除く大半は、門川前市長時代に策定されたはばたけ未来へ！京プラン2025に掲げられている八つの重点戦略の下、子育て・教育環境、福祉、文化、産業などの分野で予算の執行が進められたものと理解をしております。八つの重点戦略のうち、例えば脱炭素・自然共生・循環型まちづくり戦略においては、令和5年4月からプラスチック製品の分別回収を開始するなど、持続可能な循環型社会の実現に向けた更なる取組を推進され、令和5年度のごみ量についても、ピーク時の平成12年度から23年連続で減少し、半分以下の約37.2万トンになりました。このことについては大変誇らしいものであり、本市職員はもとより、市民・事業者の方々の御理解と御協力に感謝するところであります。また、担い手成長支援戦略においては、我が会派の議員も要望していた子ども医療費助成制度の拡充や全員制中学校給食実施に係る調査を行うなどの施策が実現されたことを大変喜ばしく思っております。

しかし、その一方で、本市の決算実績報告書の中には、次世代自動車の普及促進などに取り組んだや京都での子育てに魅力を感じていただける環境づくりに取り組んだとありますが、実際には本市が支払う必要もないところに対して自動車のリース料を支払ったり、効果が疑問視されるようなテレビコマーシャルに税金が使われていたり、細かな部分では本市の歳出にまだまだ見直しの余地があることが改めて分かりました。決算特別委員会において、我が会派の議員から指摘させていただいた施策の改善点などについては、その全てにおいて執行部として真摯に見直しを検討していただくことを改めて要望いたします。

今後の財政運営についても要望させていただきます。冒頭にも触れたとおり、令和5年度の一般会計の実質収支は過去最高の約88億円の黒字となり、我々が10年以上前から本市に求め続けてきた公債償還基金の取崩しなどによる特別の財政財源対策からの脱却を2年連続で達成できたことは大いに評価するところであります。ですが、この9月定例会において、賛成多数で可決された25億円の公債償還基金への積戻しを含めてもなお、435億円もの不足が同基金には生じていることとなります。本市の公債償還基金を復元させる考えの下では、当初予算案の段階では10億円、決算の段階で生まれる剰余金などから25億円の計35億円を積み戻すこととしています。

しかしながら、松井市長も、本市の財政状況については全く予断を許さない状況であると御発言されているように、毎年確実に25億円の剰余金が確保できる保証はどこにもありません。ましてや、人事院勧告による職員給与の引上げによる人件費増やインフレや金利の上昇による歳出増などを今後の国内の経済動向を踏まえば、返済できるときに返済をするという考えに立脚するべきではないでしょうか。実際に減債基金、本市でいうところの公債償還基金を約5,200億円も過去に取り崩してきた大阪府では、15年かけてその借金を完済したわけではありますが、その返済方法は、我々が決算特別委員会などで提言をしてきたように当初予算案で年度ごとに返済に必要な額を計上し、決算の段階で剰余金が出れば更に積戻しを行うというものであります。本市の過去の見通しの甘さを考えれば、必要な措置だと言えるのではないのでしょうか。再考を求めたいと思います。

くわえて、財政調整基金については、本市の標準財政規模の額から考えれば少なすぎますし、災害救助基金についても国が示している最小額を積み立てているにすぎず、これではいざというときに市民生活を守れ

ない可能性が十分にあると言わざるを得ません。

そして最後に、改めて北陸新幹線の延伸問題について申し述べさせていただきます。現行の小浜・京都ルートですが、これは2016年に与党のプロジェクトチームが選定をし、これまで様々な検討が進められてきたわけですが、この8年の間に事業費をはじめとする数多くの前提条件が変化をしてきております。確かに松井市長がおっしゃられるとおり、ルート選定の決定権は本市にはありません。しかし、多額の財政負担や環境影響へのリスクを伴う以上、前提条件が大きく変わってしまった現状において、現行のルートが最適化の再検証もなされないままに、本市としても何らかの判断をせざるを得なくなることは避けなければなりません。そのためにも、ルートが最終決定をされるまでに、本市が懸念する点などに関しては与党プロジェクトチームに対して問題提起を行い、再検証してもらうことを求めていくべきではないでしょうか。松井市長、どうぞ前向きに御検討くださいますよう重ねてお願いいたします。

いずれにしても、我々維新・京都・国民市会議員団としては、市民が本当の意味で納得と共感のできる市政運営を松井市長には是非ともやっていただきたいということを最後に要望いたしまして、私からの討論といたします。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、増成竜治議員に発言を許します。増成議員。

〔増成竜治議員登壇（拍手）〕

**増成竜治議員** 公明党京都市会議員団は、令和5年度一般会計決算をはじめとする各会計の決算を認定するとともに、関連議案について賛成するとの立場を表明しております。私は議員団を代表してその理由を述べ、討論をいたします。

認定する理由の1点目は、令和5年度決算においては、令和4年度に続き特別の財源対策を実施することなく黒字決算になったということであり、市税収入は、対前年度比82億円の増となり、また、ふるさと納税寄付金は、対前年度比5億円の増となるなど、共に過去最高となりました。これは行財政改革が功を奏したものであり、市民の皆様の御理解と御協力の下で実施した各種事業の見直し、そして国への的確な経済対策要望と交付税措置によるものであるものと存じます。

認定する理由の2点目は、計画外に取り崩した公債償還基金、いわゆる過去負債を令和5年度は35億円返済し、持続可能な行財政運営に向けて前進したことであります。しかしながら、過去負債の返済残高はいまだ470億円であり、引き続き厳しい財政状況であることには変わりありません。過去負債の解消、そして将来世代へ負担を残すことがないよう、たゆまず努力し続けることを求めておきます。

認定する理由の3点目は、令和5年度予算編成要望において、私ども公明党京都市会議員団が求めてきた施策が多く実現されていたことであります。決算特別委員会の局別質疑・総括質疑においても、議員団の要望が幅広く反映され、的確に事業執行されたことが確認できました。

以上3点の理由により、令和5年度一般会計決算をはじめとする各会計の決算について認定いたします。令和5年度決算は、新型コロナウイルス感染症法の位置付けが5類へと移行され、社会生活が再起動した1年の中での決算となりました。行財政改革と物価高騰に対し、命と暮らしを守るため、住民税非課税世帯への給付金の支給や高齢者インフルエンザ予防接種の接種環境の充実等の施策を講じてこられたことを評価いたします。今後も重層的支援を実行性ある制度となるよう全庁横断的に取り組むなど、誰一人取り残さない取組をお願いいたします。

本年は、能登半島地震をはじめ大雨による災害等、多くの災害が多発した年になっております。能登半島地震で改めて浮き彫りとなった災害関連死対策としての避難所の環境改善はもとより、一次避難所の福祉スペースの確保、直接避難所の拡充、広域避難所へのハイリスク者に対する配慮や移送の円滑化、医療・介護・福祉ケアを受けられる環境整備を求めます。また、命を守る都市基盤防災・減災対策プロジェクトなど、橋りょうの補強やのり面改修、河川管理等、市民の命に直接関わる事業において、引き続き遅延なく計画を進めるとともに、北部山間地域を中心に更なる安全対策を求めます。さらに付随して、現場で活躍していただく各土木みどり事務所の強化・充実を望みます。

突き抜ける文化首都・京都を強く推進するにおいて、京都で育つ子供たちへ更に本物の文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、どこにいても京都らしい文化を感じることでできる生活文化の醸成に努めていただきたい。また、古都京都の財産である京町家の保全・継承については、経済的負担の軽減など課題解消に向けて更なる工夫を凝らしていただきたいと申し上げておきます。また、次世代を育むための子供教育・

環境の充実も喫緊の課題であり、多様性が求められる社会にあつて全ての世代の人々が幸せに輝ける社会・京都の構築を望んでおります。特に若者・子育て世代の移住・定住促進は、全庁挙げて取り組む課題と認識しております。住宅政策のみならず文化・環境・教育の全てを横断的に捉えて施策を推進するとともに、様々な価値観を持つ人が暮らせるまち・京都であるために、中心部・周辺部問わず住んでよかったと言えるまちづくりをお願いいたします。

次に、公共施設の活用にあたっては、市民ニーズや地域の実情によっては国・府とも連携し、より質の高い公共空間の創出に努めていただきたい。また、戦争の危機が増大する世界情勢を鑑みると、戦後80年の節目となる明年は、これまでの延長ではない平和祈念事業の展開を通して、京都から不戦・平和・核廃絶を発信していただきたいと強く求めます。さらに、京都市ならではの市民の豊かさにつながる成長戦略が極めて重要です。数多くの都市の中から京都を選んでもらう新規の参入を促進するためにも、起業家精神の醸成や斬新なイノベーションへの支援を充実すべきと存じます。それが経済全体を底上げして、活性化への好循環を生み出すと確信いたします。

次に、公営企業会計について申し述べます。市バス・地下鉄事業については、4年振りの黒字決算となりましたが、物価高騰の影響や企業債残高を抱える問題もあり予断を許さない状況と認識しております。観光混雑解消の対策やインバウンドと市民との共存共栄について様々に手を打っていただきましたが、今後はこのバランスをどう取っていくかが大切になります。現場の声を重視して見直しや改善に努めていただくことを求めます。市バスは運転士不足など難局を迎えておりますが、地域の足を守るため民間バス事業者との連携を強化し、難局打開に向けて全力で取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、上下水道事業について申し述べます。計画に基づいた老朽排水管の更新や震災対策、雨水幹線の整備を着実に進められ、同時に安心・安全の水道供給に努められていることを評価いたします。一方で、水需要の減少が続く中、経営環境は一層厳しくなっております。能登半島地震での甚大な被害を見れば、管路や施設の改築や更新は最も重要な課題であり、現在取り組まれている施設マネジメントの成果をいかし、市民の生命と生活基盤に直結する上下水道の耐震化を強力に進めてください。

以上、令和5年度決算についての評価と課題について申し上げました。松井市長には私たちの意見を誠実に受け止めていただき、京都市の諸課題に鋭意取り組まれることを期待しております。

さて、甚だ遺憾ではありますが、昨今、京都市職員による不祥事が続いており、市民の信頼を大きく損ねております。今一度、松井市長の下、全庁挙げて信頼回復に取り組むことを強く要望いたします。日本全体が人口減少時代に突入り、官民ともあらゆる業界で担い手不足が深刻化している中で、本市としても若い世代が活躍するフレッシュで風通しのよい職場風土に加え、皆で支え合うサポート体制を整備していかねばなりません。私たち公明党京都市会議員団としても、市民の小さな声に耳を傾け、必要な方に必要な支援をお届けし、希望に満ちた京都の構築に尽力していくことをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、神谷修平議員に発言を許します。神谷議員。

〔神谷修平議員登壇（拍手）〕

**神谷修平議員** 維新・京都・国民市会議員団は、報第14号から17号について認定するとの態度を表明しておりますので、会派を代表し討論を行います。

上下水道事業におきましては、令和5年度は中期経営プランの初年度として、老朽化排水管の更新をはじめとした震災対策や雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備など、プランに掲げた計画を推進されてきました。民間活力の導入や業務執行体制の見直しによる人件費の削減、配水管更新による漏水修繕経費の削減など、効率的な事業運営を進めてきたことは評価いたします。また、建設改良積立金については、当年度の見通し以上の確保となりましたが、電気料金単価がプランの想定を下回るなど外的要因が大きく、今後も不断の経営改善が必要であります。増大していく管路や施設の維持改修については、デジタル技術やAIなどの最新技術や他都市の先事例を研究し、効率的な維持改修に努めることを求めます。使用水量については、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことによるインバウンドの回復もあり、事業用水量は増加するなど明るい兆しも見られる一方、家庭用水量は減少傾向、事業用水量についてもホテル・観光業以外の回復幅は小さく、水需要喚起の取組の強化が必要であります。水需要の喚起に関しては、広報面が重要と考えますが、中期経営プランの数値目標である広報活動・媒体の認知度では、目標の30パーセントに対し当年度の実

績は20パーセントにとどまっております、広報が本市の課題であることは明白です。ターゲットを絞るなど効果的な手法を検討していくべきであります。今後は、家庭用の水需要の約4割を占めるお風呂需要の喚起はもちろんのこと、民間活力を導入した給水スポットのインバウンドへの戦略的なアプローチ、他局と連携した子育て世帯向けの水遊びイベントの開催と周知の徹底など水需要の喚起を更に推進していただくことを求めます。

市バス・地下鉄事業においても、新型コロナが5類に移行したことなどからインバウンドの増加もあり、御利用状況は一定の回復傾向にあるものの、コロナ禍前には戻っておらず、燃料費などの物価高騰の影響もあり、依然として経営状況は予断を許しません。そのような中、市バスの運行情報のオープンデータ化、手ぶら観光の推進、観光シーズンにおける京都駅に向かうバスから地下鉄への無料振替、ICポイントサービスもえポっの導入及び拡充など市民生活と観光の調和に向けた対策を実施されていることは評価いたしますが、まだまだ効果は十分ではなく、市民の皆様から日々不安や不満のお声を頂きます。引き続き市民生活と観光の両立のための対策強化をお願いいたします。

そして、観光混雑対策と並んで非常に大きな課題となっているのが、市バス運転士の担い手不足であります。令和5年度は担い手不足への取組として、大型2種免許未取得者への免許取得費用の支援やパートタイムの募集の開始、女性運転士確保に向けた取組強化などを実施しておりますが、市バス運転士不足非常事態宣言が発出されるなど、抜本的な解決には至っておりません。2024年問題や休職者、退職者を考慮すると最大で約160名の運転士の方が今後新たに必要と予測されており、2030年には全国で3万6,000人の運転士が不足することを鑑みると、更に危機的な状況となることは必至であります。民間バス事業者との共同経営など更なる官民連携や自動運転を含む次世代交通、AIを活用した最適な路線やバス停の設置、専門家による検討委員会の立ち上げ、評価制度の拡充による処遇の改善など、市民の足を守るためなりふり構わないありとあらゆる検討と対応を早期に実施することを求めまして討論といたします。

御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、報第2号を表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、報第4号ないし報第7号及び報第14号ないし報第16号を一括表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、報第12号を表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本件は、認定することに決しました。

次に、残余の決算7件を一括表決に付します。本件は、委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

次に、議第130号及び議第131号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第7、市会議第15号京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

案の説明を求めます。寺田一博議員。

〔寺田一博議員登壇（拍手）〕

寺田一博議員 今議会におきまして、京都市会議員全員により共同提案しております京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例につきまして、全会派参画の下に設置された京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議の座長を務めさせていただきました。私から、全議員を代表し提案説明を申し述べさせていただきます。

まず、提案の経過でございます。近年、全国的にケアラー支援の必要性に対する社会的認識が高まっております。ここ京都市におきましても、関係団体等の皆様が、ケアラー支援のための条例制定を目指し活発に活動されるなど市民的な議論の高まりがありました。京都市会では、こうした機運の高まりを踏まえ、議会での度々の議論を経た後、プロジェクトチームでの取組を通じて、議会全体で案を取りまとめ、本日、全議員による共同提案により議案を上程するに至ったものでございます。

この条例は、実に多くの方から頂いた御意見をきめ細かく検討し、できる限り内容に反映させることにより作成した、正に市民の皆様と共に作り上げた条例でございます。条例の制定経過において、プロジェクトチームを5月に設置した後、直ちに京都ケアラーネットの皆様から直接要望書を頂くとともに、御意見をお伺いいたしました。続く6月には、約1か月間、当事者及び関係者の皆様から御意見を募集し、200件を超える御意見をお寄せいただきました。くわえて7月には、当事者からも直接御意見をお聞きし、また、市の関係係局へのヒアリングも行い、条例素案を作成いたしました。この条例素案により、9月から39日間に渡るパブリックコメントを行った結果、約400件もの御意見を頂いたところであり、その御意見の反映のため更なる修正を行い作成したものがこの条例案であり、皆様の思いや願いを最大限に反映したものとなっております。

次に、条例の制定の趣旨でございます。この条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目的としており、このため必要となる支援に係る基本理念、本市の責務、市民等事業者、関係機関及び学校等の役割、支援に係る基本的施策、広報及び啓発、施策の実施体制の整備、協議の場、財政上の措置等を定めております。

以下、条例の主な特徴を申し述べます。この条例では、まず前文を設け、ケアの意義とケアラーの尊重について明記しています。また、京都におけるケアの歴史等に触れるとともに、課題認識、実現すべき社会、条例の目指すところなどをしっかりと示し、京都ならではの条例となるものとしています。

次に、基本理念において、家族等への負担の集中や孤立が生じないよう、社会全体で支えることや言語の違いによって生じるケアなども例示したうえで、そうした多様なケアラーに配慮する必要性を明らかにしていることでもあります。

次に、いわゆる子供・若者については、この条例において、ヤングケアラー、若者ケアラーとの用語を規定し、移行期における切れ目ない支援の必要性等を明記するとともに、特にヤングケアラーについて関わりの深い学校等の役割を具体的に定めております。また、広報及び啓発に当たっては、ケアを担っている方が、自身がケアラーの役割を担っているということに対する気付きを促し、その支援につなげるよう努めることなどを定めています。そのうえで、ケアラー支援の推進に当たっては、具体的な計画を策定し、実施に必要な体制を整備し、局、区等が横断的に連携して取り組むことを定めるとともに、ケアラー及びその関係者との協議の場を設け、その意見がしっかりと計画や施策に反映されるようにしていることでもあります。そして、これらが着実に推進されるよう必要な財政上の措置を講じることを定めております。このように、本条例はいわゆる理念条例の枠にとどまらず、理念を示すことに加え、具体的な施策を進めるための制度的枠組みについてもしっかりと定めたものとなっております。

最後に、今後の取組について申し述べます。条例の制定によって、現在の課題が立ちどころに解決されるわけではなく、条例の制定はあくまで課題解決のためのスタートであります。市長におかれましては、この間、議会に寄せられた多くの御意見を踏まえ、市民の皆様と市議員全員が共に作り上げたこの条例の意義をしっかりと受け止めていただきたいと願っております。条例の施行後は、協議の場等をいかして、当事者や関係者の皆様の御意見をしっかりとお聞きいただき、市長の下、関係局が一丸となって計画の策定及び体制の整備を行い、ケアラー支援に係る施策の実施に当たっていただくことを強く望むものであります。市会といたしましても、ケアラーの支援のための取組が真に実効性のあるものとなるよう、市長の取組を注視し、引き続き市民の皆様のお届けし、しっかりと議会で議論するなど、この条例の目的である全てのケ

アラサーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会に向け取り組んでいく決意であります。

以上をもちまして、市会議員全員を代表しての提案説明といたします。御清聴ありがとうございました。
(拍手)

議長（西村義直） これより表決を採ります。本案は、委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 以上をもって今9月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午後2時33分散会〕

~~~~~

議 長	西 村 義 直
署名議員	平 山 たかお
同	かわしま優 子